

## 私道共同下水管設置費補助金申請チェックリスト

- ・本チェックリストは排水設備計画確認申請書とともに提出・保管してください。使い方は裏面をご確認ください。
- ・申請前に、補助金概算額の算定が必要な場合は、事前にご連絡ください。詳細は裏面をご確認ください。

手続き No.	手続き担当		手続き内容	修正 依頼日	担当者	受付日	担当者
①-1	当初申請	工事店 → 下水道計画課	共同管補助金申請書類一式を提出 【必要書類チェックリスト(当初申請)を参照】				
①-2		工事店 → 排水設備係	排水設備計画確認申請書(下水道計画課受付印押印済)一式を提出				
①-3		排水設備係 → 下水道計画課	工事審査後、計画確認申請書(原本)を回送				
①-4		下水道計画課 → 申請者	交付決定通知を送付				
		排水設備係 → 排水設備係	審査・交付決定後、計画確認申請書(原本)を回送				
①-5	排水設備係 → 工事店	工事許可の連絡、工事開始					
工事 ※※							
②-1	変更申請	工事店 → 排水設備係	排水設備計画確認申請書一式(工事内容変更後)及び工事完了届(※)を提出 ※工事完了日から5日以内				
②-2		工事店 → 下水道計画課	共同管補助金交付決定内容変更申請書類一式及び工事完了報告書(※)を提出 ※工事完了日から5日以内 【必要書類チェックリスト(変更申請)を参照】				
②-3		排水設備係 → 下水道計画課	審査後、計画確認申請書(原本)を回送				
②-4		下水道計画課 → 申請者	交付決定内容変更通知を送付				
検査							
③-3	交付額確定	排水設備係 → 下水道計画課	工事検査実施、計画確認申請書(原本)を回送				
③-4		下水道計画課 → 申請者	審査後、補助金交付確定通知送付				
③-5		工事店 → 下水道計画課	補助金請求書及び請求に関する委任状を提出				
③-6		下水道計画課 → 申請者(工事店代理受領)	補助金交付				

※工事費が当初より大幅に増額となる場合は、工事完了前に別途手続きが必要となります。  
工費変更が分かった時点で下水道計画課へお問い合わせください。

**【チェックリスト使い方】**

- 共同管設置費補助金申請の際は申請書類と併せて本チェックリストを印刷し、担当課へ提出してください。  
進捗確認も兼ねるため、補助金交付まで捨てずに保管し、都度、申請書や請求書等と併せて提出をお願いします。
- 手続きの進捗に併せて本チェックリストも、次の担当者へ回送／提出するようにしてください。
- 書類の提出を受けた担当課等は受付日を記入。あるいは、書類の修正等により、返戻する際は修正依頼日を記入してください。返戻がない場合は斜線を引いてください。

**【注意事項】**

- 申請前に、補助金概算額の算出をご希望の場合は、補助金申請書類一式をご用意いただき、下水道計画課へお越しください。※不在の場合があるため、事前にご連絡いただくようお願いします。
- 当年度中の工事については、12月末が申請期限となります。書類審査及び修正に要する時間を加味し、余裕をもって申請するようお願いいたします。  
なお、年度を跨ぐ支払いはできません。工事完了検査及び報告書の提出が確実に当年度中に完了するよう工期を設定してください。
- 工事費が当初より30%以上増額となる場合は、工事完了前に別途手続きが必要となります。  
工費変更が分かった時点で下水道計画課へお問い合わせください。

**【問合せ先】**

- 補助金申請に関すること 下水道計画課 054-270-9206
- 工事に関すること (葵区・駿河区)下水道維持課排水設備係 054-270-9235  
(清水区)下水道事務所排水設備係 054-354-2744

# 私道共同下水管設置費補助金申請チェックリスト

使用例

・本チェックリストは排水設備計画確認申請書とともに提出・保管してください。使い方は裏面をご確認ください。  
 ・申請前に、補助金概算額の算定が必要な場合は、事前にご連絡ください。詳細は裏面をご確認ください。

手続き No.	手続き担当		手続き内容	修正依頼日	担当者	受付日	担当者
①-1	当初申請	工事店 → 下水道計画課	共同管補助金申請書類一式を提出 【必要書類チェックリスト(当初申請)を参照】	11/26	葵	11/29	清水
①-2		工事店 → 排水設備係	排水設備計画確認申請書(下水道計画課受付印押印済)一式を提出	11/29	山田	11/30	山田
①-3		排水設備係 → 下水道計画課	工事審査後、計画確認申請書(原本)を回送			12/7	葵
①-4		下水道計画課 → 申請者	交付決定通知を送付				
①-5		排水設備係 → 工事店	工事許可の連絡、工事開始				
工事 ※※							
②-1	変更申請	工事店 → 排水設備係	排水設備計画確認申請書一式(工事内容変更後)及び工事完了届(※)を提出 ※工事完了日から5日以内				
②-2		工事店 → 下水道計画課	共同管補助金交付決定内容変更申請書類一式及び工事完了報告書(※)を提出 ※工事完了日から5日以内 【必要書類チェックリスト(変更申請)を参照】				
②-3		排水設備係 → 下水道計画課	審査後、計画確認申請書(原本)を回送				
②-4		下水道計画課 → 申請者	交付決定内容変更通知を送付				
検査							
③-3	交付額確定	排水設備係 → 下水道計画課	工事検査実施、計画確認申請書(原本)を回送				
③-4		下水道計画課 → 申請者	審査後、補助金交付確定通知送付				
③-5		工事店 → 下水道計画課	補助金請求書及び請求に関する委任状を提出				
③-6		下水道計画課 → 申請者(工事店代理受領)	補助金交付				

11/26 下水道計画課にて補助金書類確認、修正指示  
 11/29 下水道計画課補助金書類受付後、排水設備係にて計画確認書類確認、修正指示  
 11/30 排水設備係にて計画確認書類受付  
 12/7 排水設備係にて審査のうち、下水道計画課へ計画確認申請書回送

※工事費が当初より大幅に増額となる場合は、工事完了前に別途手続きが必要となります。  
 工費変更が分かった時点で下水道計画課へお問い合わせください。